

令和5年1月1日

【訂正版】

小平市

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス提供事業所基準

小平市健康福祉部高齢者支援課

1 訪問型サービス

①旧国基準【現行介護予防訪問介護相当のサービス】

訪問型サービスの基準	人員	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【訪問介護員等】 常勤換算2.5人以上 [資格要件]*いずれか ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者</p> <p>【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人につき1人以上（一部非常勤可） [資格要件]*いずれか ・介護福祉士 ・実務研修修了者等</p>
	設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品</p>
	運営	<p>①運営規定等の交付説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応 等</p>
	事務	<p>①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務（請求先：国保連）</p>
提供サービス	内容	<p>①入浴、通院・外出介助、排せつ、服薬介助 等 ②掃除や整理整頓 ③買い物 ④食事の準備や調理 ⑤洗濯 ⑥薬の受け取り ⑦ゴミの分別やゴミ出し（粗大ごみは除く）</p>
サービス単価		現行の介護予防給付相当の報酬
自己負担		介護給付負担割合と同じ

②市独自基準【現行の介護予防訪問介護相当の基準を緩和したサービス】

訪問型サービスの基準	人員	<p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】 1人以上必要数 [資格要件]*いずれか ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・市が認めた研修の受講者</p> <p>【訪問事業責任者】 従事者のうち1人以上必要数 [資格要件] 上記、従事者に同じ *要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある。</p>
	設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画 ②必要な設備・備品</p>
	運営	<p>①運営規定等の交付説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③従事者の衛生管理 ④従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応 等</p>
	事務	<p>①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務（請求先：国保連）</p>
提供サービス	内容	<p>①掃除や整理整頓 ②買い物 ③食事の準備や調理 ④衣類の洗濯や補修 ⑤薬の受け取り ⑥ゴミの分別やゴミ出し（粗大ごみは除く）</p>
サービス単価		現行の介護予防給付相当の報酬の93%
自己負担		介護給付負担割合と同じ

2 通所型サービス

①旧国基準【現行の介護予防通所介護相当のサービス】

通所型サービスの基準	人員	<p>・利用定員11人以上の場合</p> <p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員等】 専従1人以上</p> <p>【看護職員】 専従1人以上</p> <p>【介護職員】 利用者15人以下 専従1人以上 利用者16人以上 専従1人以上に加え、利用者15人超の部分については利用者1人毎に専従0.2人以上</p> <p>【機能訓練指導員】 1人以上(兼務可)</p> <p>※生活相談員、介護職員の1人以上は常勤</p> <p>・利用定員10人以下の場合</p> <p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員】 専従1人以上</p> <p>【看護職員または介護職員】 専従1人以上</p> <p>【機能訓練指導員】 1人以上(兼務可)</p> <p>※生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤</p>
	設備	<p>①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員数以上)</p> <p>②静養室・相談室・事務室</p> <p>③消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>④必要なその他の設備・備品</p>
	運営	<p>①運営規定等の交付説明及び同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③衛生管理</p> <p>④秘密保持</p> <p>⑤事故発生時の対応</p> <p>⑥廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑦高齢者虐待防止の対応 等</p>
	事務	<p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②サービス費請求事務(請求先:国保連)</p>
提供内容	必要な日常生活上の支援及び機能訓練	
サービス単価	現行の介護予防給付相当の報酬	
自己負担	介護給付負担割合と同じ	

②市独自基準【現行の介護予防通所介護相当の基準を緩和したサービス】

通所型サービスの基準	人員	<p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】 専従1人以上</p> <p>【機能訓練士】 1人以上(兼務可)</p>
	設備	<p>①食堂及び機能訓練室、事務室 (3㎡×利用定員数以上) ※ただし、通所緩和型に特化する場合は、合計面積\geq2.4㎡×利用定員数 ※室構成、室数は問わない。遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しないよう配慮する。</p> <p>②必要なその他の設備・備品</p>
	運営	<p>①運営規定等の交付説明及び同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑦高齢者虐待防止の対応 等</p>
	事務	<p>①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務 (請求先：国保連)</p>
提供内容	必要な日常生活上の支援及び機能訓練	
サービス単価	現行の介護予防給付相当の報酬の93%	
自己負担	介護給付負担割合と同じ	